港区立区民斎場やすらぎ会館の管理運営に関する年度協定書(令和4年度)の変更協定書

港区(以下「甲」という。)と港区葬祭業組合(以下「乙」という。)は、港区立 区民斎場やすらぎ会館の管理運営に関して、令和4年4月1日に締結した「港区立区 民斎場やすらぎ会館の管理運営に関する基本協定書」第35条の規定に基づき、「港 区立区民斎場やすらぎ会館の管理運営に関する年度協定書(令和4年度)」(以下 「原協定」という。)の一部変更について、次のとおり協定を締結する。

1 原協定第4条を次のように改める。

第4条 基本協定第34条第2項に規定する指定管理料の額は、年間33,222,194円(消費税を含む。)とする。

2 原協定第5条第2項の表を次のように改める。

(支払の内訳)

対象期間	支払額
第1四半期	8,629,008円
第2四半期	7,670,631円
第3四半期	8,505,954円
第4四半期	8,416,601円
合 計	33, 222, 194円

本変更協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自 その1通を保有する。

令和4年12月15日

甲 港区芝公園一丁目5番25号 港 区 港区長 武 井 雅 昭 印

乙 港区南青山二丁目 18番2号 港区葬祭業組合 代表業務執行組合員 竹 中 豊 治 印